



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 3293号 2016.10.3 発行

スマホタッチで119番、障害者用システム導入増

読売新聞 2016年10月03日



スマホの通報を受けると、消防ではアラーム音が鳴り、専用パソコンの画面がオレンジに光る（大阪市西区の市消防局で）

150消防本部が採用

インターネットを通じ、スマートフォンの画面タッチで「119番通報」できるシステムを導入する消防本部が急増している。聴覚や言語機能に障害のある人が素早く通報でき、位置情報も伝えられるのが利点で、4年前の5倍となる約150本部が採用。総務省消防庁は全国運用を目指し、今月からシステムの統一について検討を

始める。

同システムでは、利用者が、自宅や職場のある地域の消防本部に住所や名前などをあらかじめ登録。スマホやタブレット端末で、ネット上の専用ページから「救急」「火事」などの項目を選んで指をスライドさせれば通報できる。全地球測位システム（GPS）を用い、現在地も送信される。

消防側には受信専用パソコンが置かれ、通報後は、消防からの質問に「はい」「いいえ」を選択して答えたり、状況を入力、送信したりできる。スマホなら現場の写真を送信することも可能だ。

総務省消防庁によると、現在、主に2業者が開発したシステムがあり、2012年には約30の消防本部で採用されていたが、今年は約150に増えた。すでに東京消防庁や神戸市、兵庫県姫路市、岡山県倉敷市の各消防局などが導入。大阪市消防局も10月1日から運用を始めた。

聴覚障害者らはこれまで、ファクスやメールなどで通報してきた。全日本ろうあ連盟によると、外出先からファクスを送信できなかったり、メールの入力に手間取ったりして、結局は第三者に依頼せざるを得ないことも多いという。

12年5月には広島市消防局で、聴覚障害者の男性が体調不良を訴えて送ったファクスが約15時間放置されたこともある。同連盟は同年12月、総務省消防庁にスマホ通報の導入を要望しており、理事の倉野直紀さん（43）は「手軽に通報できる上、消防からもメッセージがもらえるので、非常に安心感がある」と広がり歓迎する。

ただ、導入した消防は増えたとはいえ、全国733本部（4月現在）のうちまだ2割。未導入地域や、別のシステムが使われている地域などから通報した場合は、事前登録した消防にまず届いてしまう。

このため同庁は10月から有識者らの検討会を開き、どこから通報しても最寄りの消防に直接送信されるような統一のシステム案を来年3月までにまとめる方針だ。18年末頃までに全国での運用を目指す。同庁は「障害のある方はもちろん、日本語を話せない外国人も利用できるようなシステムを確立したい」としている。

今治・伯方で住民ら交流会 障害者住みやすい地域に 学校や就労テーマに議論



愛媛新聞 2016年10月3日
障害者を含めたさまざまな人たちが地域でつながり、暮らし続けることを話し合った「しまサミット」

障害者を含めたさまざまな人たちが古里でつながり、暮らし続けていくことを考えようと、今治市島しょ部や上島町の住民らによる交流会「しまサミット」が1日、今治市伯方町北浦の鎮守の杜であった。

住民らによる実行委員会が開催。松山市を中心に活動するダンボクラブ（県高機能自閉症・アスペルガー症候群親の会）の田中輝和会長（5

5）と、上島町でパン作りの作業所を運営するNPO法人の村上由美さん（52）、脳性まひのある上島町職員山上豊さん（25）、注意欠陥多動性障害（ADHD）当事者の漫画家あーささん（35）をゲストに招いた。

約30人の参加者は学校生活や就職、就労、地域とのつながりなどのテーマで4グループに分かれ議論した。ゲストが経験や現在の活動を紹介。地域で必要とされるやりがい、周囲とのコミュニケーションの大切さなどを伝えたほか、課題や夢なども明かされた。

参加者からは「周囲の理解を深めるため、交流の場を増やしてほしい」「障害者の方の頑張りを初めて知った」などの意見が出た。実行委の田窪良子さん（44）は「いろいろと意見交換ができ良かった。住みやすい地域づくりへ今後も開催したい」と話していた。

<アングル宮城>言葉 希望をともす

河北新報 2016年10月3日



【指で】<病と向き合い 堂々生きる そこから始まる 地平線に 太陽が 昇る>。ベッドの上で、わずかに自由になる指先でパソコンを操り、詩を書く。岩崎さんにとって創作は生きることそのものだ＝9月中旬、仙台市青葉区の自宅

紡ぎ出す一つ一つの言葉が明日への希望をともす。仙台市青葉区の詩人岩崎航（わたる）さん（40）は筋ジストロフィーと闘いながら、創作の日々を送る。

3歳で発症し、徐々に全身の筋力が低下。立つことさえ難しくなり、10代で自ら命を絶つことも頭をよぎった。周囲の支えで気力を取り戻し、25歳で詩の世界に光明を見いだした。

誰もが
いのちの奥底の
燠火（おきび）は吹き消せない
消えたと思うのは
こころの 錯覚

自作の五行歌が出版社の目に留まり、2013年に詩集『点滴ポール 生き抜くという旗印』（ナナロク社）を刊行。多くの人たちの胸に響いた。

今年7月、相模原市の障害者施設で起きた惨事に心を痛めた。「人の価値は障害の有無で決まらない」と岩崎さん。生き抜く尊さを詩に重ねていく。（写真部・佐々木浩明）

人材不足解消へ 主婦やシニア、介護職場に

東京新聞 2016年10月3日

介護職場の人材難解消のため、主婦や元気なシニア層に活躍してもらおうとする動きが

広がっている。施設の掃除や利用者の誘導役など、まずは知識と経験がなくてもこなせる仕事を任せ、介護福祉士ら専門職の負担軽減につなげる狙い。シングルマザーを介護職場



で積極的に受け入れようと、専用の寮を用意した事業所もある。（白鳥龍也）

デイサービス利用のお年寄りとおやつ作りをする柳堀幸枝さん（左）＝東京都江東区で

「ほら、お団子が膨らんできた。おいしそうにできましたね」。東京都江東区の「デイサービス清澄邸」でケアアシスタント（CA）として働く柳堀幸枝さん（67）が、お年寄りに気さくに声を掛けた。この日は、利用者が午後のおやつとして白玉団子を手作り。柳堀さんはお年寄りに

付きっきりで、粉をこねたり、ホットプレートで焼き上げたりするのをきびきびと手伝って回った。

CA職は、関東以西の各地で介護サービス事業を展開するパーソナライズケア（東京都）が、介護人材不足解消の新たな職種としてこの二月から育成に取り組んでいる。子育てを終えた主婦や余力のある定年退職者らに二日間の基礎的な介護研修を行い、人手不足に悩む事業所に派遣する。半年から一年働いてもらった上で、事業所側が職場環境改善に効果があると判断した場合、直接雇用で切り替える仕組みだ。

CA職の担当は、利用者に対する誘導、散歩の同行、レクリエーションの補佐、掃除、洗い物といった資格や経験がなくてもできる仕事。これにより、従来の職員が、身体介護を中心とした専門業務に集中できるようにする。職員の負担を軽くし、離職防止につなげる目的もある。同社は現在、新事業の狙いについて業界にPRを進めている段階だが、既に複数社へ数人の派遣実績があるという。

柳堀さんは、子育てしながら美容師や一般企業勤めを続けてきた元気シニア。以前、美容師の経験を生かして散髪のボランティアをしたことがあった介護施設に興味を持ち、ことし三月から週二～三日、一日六時間の勤務をこなす。「趣味の民謡や洋裁を楽しむ時間を大事にしながら、他の職員さんとのチームワークの中で、人の役に立つ仕事をしていると実感できる」と張り合いを語った。

CA職導入では、未経験者が仲間に加わることへの現場職員の理解がカギとなるが、清澄邸の柴田富佐子施設長（47）は「仕事の分担表を作成するなど、事前の綿密な打ち合わせで円滑に受け入れられた」と説明。職員の仕事に余裕が出たことで「外出やおやつ作りといった手間がかかるサービスの回数を増やすことができた」と評価している。

東京都町田市の社会福祉法人合掌苑は、特別養護老人ホームなど、同法人の介護施設に就職を希望するシングルマザーとその子どもに入居してもらう寮を同市内に開設した。床面積二百平方メートルの木造二階建てに五室を整備。正社員は介護職員初任者研修を修了していること、非正規の場合は資格を問わず、週三十時間以上働いてもらうことを条件に、今秋から本格的な募集を始める。

東京都と神奈川県内にシングルマザー専用シェアハウスを運営する一般社団法人ペアレンティングホームが設計や運営に協力。共用の台所、食堂は広いスペースを取り入居者同士が交流しやすいよう配慮した。

合掌苑によると、シングルマザーにとって賃貸物件を借り、子育てに理解がある正規雇用の職場を見つけることがなお難しい状況であるのに着目。「お母さんたちの仕事と子育ての両立、さらに介護職確保につながれば」と、専用寮開設に踏み切ったという。

養育里親 担い手育成へ 民間委託、モデルケースに 大阪日日新聞 2016年10月3日

虐待などで親で暮らせない子どもを施設ではなく家庭で一時的に預かる「養育里親」制度の委託率が、大阪は全国に比べて低迷している。家庭環境で暮らす方が子どもの成長

により影響をもたらすとされるが、担い手が不足。府は、募集から養育期間中の支援まで一貫して民間機関に委託する手法で打開策のモデルケースを構築しようと試みている。



養育里親制度の充実に向けて協定書を締結した（右から）渡辺代表、尾形理事長、植田浩副知事

里親家庭とその環境に準じた小規模住居型（ファミリーホーム）事業を合わせた委託率は全国平均が16・5%（2014年度）。大阪市は10・8%で堺市は7・3%だ。

政令市を除く大阪府は、施設や里親家庭で暮らす子どもが1500人規模で推移する中7・3%。2019年度末に里親委託率16%を目指している。

■ロコミの土壌を

府によると、近年委託率は上昇傾向ではあるものの、担い手が不足。「これまで施設を充実させてきた」経緯や、広範な業務を手掛ける児童相談所（子ども家庭センター）だけでは十分に対応しきれない事情があるという。

そこで府は6月、養育里親の普及に努めるNPO法人キーアセット（東大阪市）と提携。東大阪など3市が管轄の東大阪子ども家庭センターの業務のうち、担い手の募集から研修、養育期間中の家庭支援まで一貫して委託した。事業費は日本財団が負担する。

キーアセットには8月末までに問い合わせが36件あり、5世帯が養育里親への登録手続きを進めているという。渡辺代表は、担い手を増やすポイントについて「養育里親のポジティブな経験がロコミで広がる土壌が必要」と指摘する。そのためには、子どもを預かった後に養育里親が孤立しないよう信頼を築いておくなど「一緒にやっていく関係づくり」が重要だという。

■社会構造変える

委託期間は来年3月末までだが、最長3年間更新して行き、新たな制度構築に向けて国に提言をする方針だ。

府は、子どもと養育里親の間で問題が起こったとしても事業受託団体が責任を持って対応する仕組みや、よりよい子どもの育成を実現できた受託団体に出来高で事業費を支払う制度などを模索していく構え。

協定書を締結した日本財団の尾形武寿理事長は「構築したモデルを全国に広め、社会の構造を変えていければ」と成果に期待を寄せていた。

養育里親 親が養育できず養子縁組もできない場合、子どもは施設か里親に一時的に預けられる。集団生活の児童養護施設に対し、里親家庭での養育は、自分を大切に思える自己肯定感を養ったりするのにより効果的とされる。6月に公布された改正児童福祉法では、家庭で育てられない子どもを「家庭と同様の環境」で養育する方針を明記した。養育里親の希望者は、自治体の面接などを経た後、研修を受講。里親登録された後、児童相談所から子どもを委託される。委託期間中は一定額の里親手当などが支給される。

特集：子どもと制度

荻上チキ責任編集 α-Synodos vol.205

シノドスジャーナル 2016年10月2日

1. 大江洋「子どもの権利とは何か」

「子どもの権利」が成立するとはどういうことなのか？その権利の実現にはどのような課題が残されているのか。法哲学の観点から解説していただきました。

◇愛される権利？

子どもは「愛される権利」を持っている。そして親には、その権利に対応した「我が子を愛する義務」がある。

この主張に対して、読者はどのように感じるのだろうか。胸にストーンと落ちる感じであろうか。それとも違和感や反感を抱かれるのであろうか。

受け取る感覚はともあれ、愛される権利を子どもが持つという命題が成立するためには、次のような条件が必要である。まず、愛情という感情の投げかけが親を典型とした特定人物から継続的にあること。そしてその投げかけが送り手（愛する側）のひとりよがりのものではなく、たとえばストーカーに典型的に見られるような偏執的な愛の投げかけではなく、愛されているというポジティブな感情を実際に受け手（愛される側）が感じていること。

したがって、そこでの愛情とは、偏執的なものでもなく、逆によそよしい上辺のものでもなく、質的に一定以上のものであること。権利が保障されていると言う以上、その権利を持つ人間には愛されているという実質が成立していなければならず、それが成立していない場合、つまり愛されていない場合には愛されることを（愛する義務を履行すべき者に対して）「要求」しうるのである。その要求が満たされない場合、公的権力的にその達成が図られる必要が生ずる。

ではこの命題は果たして一般的に成立するようなものなのだろうか。確かに、愛情豊かに育まれることが子どもの育ちにとっては非常に重要である。だが、「当為は可能を含意する（ought implies can）」という考え方、つまり、不可能なことをいくらすべきだと言っても意味がないという考え方からすれば、子どもを愛することがどんなに重要であるとしても、この命題は成立しない。

なぜなら、愛すること——愛されることとは基本的に感情の問題であり、感情は理性によって完全にコントロールすることはできず、したがって愛せない——愛されない可能性という「すべきだと言っても意味がない」状態が出現してしまうからである。

反論の可能性はある。たとえば、『愛される権利（The Right to Be Loved）』の著者リャオによれば、愛すべき人間を愛することが出来ない状況においても、人はそれにもかかわらず愛すべき理由をいろいろと意識的にあえて考えるようにしたり、あるいは、愛する余裕を日常生活に与えることによって、徐々に愛するようになることが可能だとされる（注1）。だが、こうしたリャオの反論はやはり脆弱だと言わざるをえない。リャオの反論は、あくまで愛することの条件整備の可能性・重要性を説くものに過ぎない。確かにそのような条件整備によって愛することが可能になる場合もあるだろう。だが、それはやはり愛することそのものを意識的に操作する“直接的”可能性を保障するものではない。

人を愛すべきだといくら思っても愛することができず、逆に、愛すべきでない（好きになってはいけない）と思っても愛してしまう（好きになってしまう）ことは人生の苦い真実である。もちろん、その気持ち（愛情）の出し方を抑え調整することは可能かもしれない。だが、愛という内面的感情的な本質がそれで真に操作されたことにはならない。さらに言えば、子どもへの愛という文脈において、その条件整備的側面にとどまらず愛そのものの出現・変容を無理矢理操作しようとするならば、家庭という親密圏に過度の公的介入を及ぼす危険もある。「あなたはお子さんへの愛が足りません」「その愛し方は間違っています」という認定をお役所が行うという（いささか荒唐無稽な）状況を想起すれば、その危険性は理解できるだろう。

では子どもには愛される“権利”がないとしても、子どもが権利を持つということはナンセンスなのだろうか。子どもには権利が保障されうるとした場合に、それはどのような権利となるのだろうか。

2. 畠山勝太「日本における子どもの貧困を人的資本投資、共同親権の側面から考察する」

近年、クローズアップされている子どもの貧困問題について、「人的資本投資」に着目し、その対策を考えます。特に効果的な施策として、共同親権導入の可能性について触れられており、興味深い研究の数々を紹介されています。

◇はじめに

「日本の子供の6人に1人は貧困状態にある」という報道を目にした方も多いただろう。昨

今、日本における子供の貧困をめぐる状況について、良くも悪くも注目が集まっている。筆者が仕事をしている途上国と異なり、日本では信号待ちの際やスーパーから出たところでストリートチルドレンに物乞いをされることもない。そのため、子供の貧困と言われてもピンとこない方が多いのではないだろうか？ 加えて、NHKの貧困女子高生の報道番組に関する騒動を見て、日本に子供の貧困など存在しないと思われた方もいるのではないだろうか？

しかし、日本には厳然たる事実として貧困状態で暮らす子供たちが存在する。そして見落とされがちであるが、ストリートチルドレンが存在しないと言われる日本では、子供の貧困はその保護者達（若者）が貧困状態にあることを意味し、かつその親に対する支援が十分になされていないことを示唆している。

この一因として、若者に対して人的資本投資（人的資本投資は、医療・社会福祉など様々な分野から構成されるが、字数の関係でそのすべてを網羅した議論を展開することはできないので、それはまた別の機会に譲り、本稿では教育分野に絞って人的資本投資の議論を進めていく）が十分に行われてこなかったことや、厳しい状況に置かれている若者（本稿ではシングルマザーをその対象とする）に対する支援制度が構築されていないことを挙げることができる。

つまり、若者・子供の貧困問題の本質は、若者に対する過小な人的資本投資が、次世代の過小な人的資本投資を引き起こし、日本を窮乏化させている点にある。

そこで本稿では、人的資本投資の側面に着目して日本の子供の貧困問題について論を進めていく。以下では、1章で子供の貧困にまつわる諸データを紹介することで日本の子供の貧困状況について解説する。2章では子供の貧困を引き起こしている原因の一つとして、若者に対する人的資本投資の状況と、ひとり親家庭（ここではシングルマザーに焦点を絞る）の養育費受け取り状況、その対処策としての共同親権が持つ可能性について議論する。3章では子供の貧困が日本経済にもたらすインパクトとして、子供の貧困による経済損失を紹介する。

1. 日本の子供の貧困の現状

では、日本における子供の貧困状況はどうなっているのだろうか？ まず、子供の貧困報道のもととなっている子供がいる家庭の貧困状況に関するデータをOECD諸国と比較することで、日本の状況を捉えてみる。次に、実際に子供がどの程度貧困状況にあるのかを知る手がかりとして、子供として生活するために必要なものの剥奪状況についてもOECD諸国と比較する。

そして最後に、それがどの程度過小な人的資本投資に繋がっているのか知るために、家計内の教育予算や教育環境についてもOECD諸国と比較する（貧困家庭出身か否かで、学歴に大きな差が生じているが、これは人的資本投資そのものではなく、そのアウトプットにあたる部分なので、第三章で言及する）。

3. 三輪清子「なぜ里親委託は進まないのか——日本の里親制度の課題」

日本には、親と一緒に暮らすことができず、社会で養育を受ける子どもたちが約4万6千人いるとされます。このうち、8割は施設で生活し、里親に委託される子どもは2割に満たないということです。その原因としてどのようなことが考えられるのか、データに基づいて検証します。

◇日本の社会的養護

社会的養護という言葉をご存知だろうか。親と一緒に生活することができない子どもを公的に養育することを社会的養護という。里親制度は、この社会的養護を受ける子どもを里親等の家庭に委託する制度である。

社会的養護を受けることになった子どもは、里親等の家庭に委託されるか、児童養護施設や乳児院などの施設に入所することになる。日本には、こうした子どもたちが、2015年現在、約4万6千人（福祉行政報告例）いるが、その大部分である8割以上の子どもたちが施設に入所し、2割に満たないわずかな子どもたちが里親に委託される。

欧米先進諸国では、施設入所する子どもは概して少なく、例えばアメリカやイギリスなどでは7~8割の子どもたちが、オーストラリアでは9割を超す子どもたちが、里親等の家庭委託となっている（開原ら2013）。国際的には、子どもが家庭で育つことの意義が認められ家庭での養護が推奨されているにもかかわらず、なぜ日本では里親委託が進まないのだろうか。日本の里親制度が抱えている課題とは何か。ここでは、これまで里親委託の停滞の原因として指摘されてきた仮説を検討しながら、その理由に迫りたい。

◇里親委託の停滞の原因

「なぜ里親委託が進まないのか」。この問いに対し、これまで研究者たちは様々な仮説を立ててきた。ここでは、これらの仮説の妥当性を確認しながら、里親委託の停滞の原因と、日本の里親制度が抱えている課題に迫っていく。

私は、これらの仮説を大きく2つの仮説に整理した。1つは、「里親登録者不足仮説」、もう1つは「里親委託児童限定化仮説」である。

「里親登録者不足仮説」というのは、里親登録をする人たちが不足している、つまり里親が少なすぎるために里親委託が停滞しているのだ、とする仮説である。「里親委託児童限定化仮説」というのは、里親の養育対象となる子どもが限定されている、あるいは少ないために、里親委託が停滞しているのだ、とする仮説である。

この「里親委託児童限定化仮説」を指摘する人たちは、近年を除き少数派であった。一方、「里親登録者不足仮説」は、昔から現在に至るまで、多くの人たちが指摘してきた。読者の中にも、里親委託が進まないのは、里親が少なすぎるからだ、と考える方は多いのではないだろうか。

4. 高岡昂太「子どもを不適切な養育から守るために、日本がすべき組織改革とは？：海外事例にみる新たな多機関連携のアイデア」

日本の児童相談所の業務は、一連の虐待対応に加え、非行、里親とのやりとり、障害ケース等も同時に対応しており、そのオーバーワークぶりは深刻な問題となっています。子どもの安全を迅速に守るため、どのようなイノベーションが求められるのか？多機関連携・分担による効率化やAIの活用など、アメリカの事例を交え解説していただきます。

◇はじめに

現在、我が国では、平成27年度の児童相談所の虐待対応件数（通告件数を含む速報値）が昨年度10万件を超えた（厚生労働省、2016）。またこの一年の上半期だけで警察の虐待対応件数が2万件を超えたという報道もある（産経新聞、2016）（注1）。虐待自体が増えているかどうかはさておき、現場で対応すべき件数は確実に増えた。

一方、総人口3.2億人のアメリカ（単純計算で日本の人口の約2.5倍）で児童保護局（Child Protection Services）が受けた虐待“通告”件数は、毎年360万件以上ある（Children's Bureau, 2016）。日本の36倍もの虐待通告件数だが、さらにVictimization Surveyと呼ばれる子どもの被害調査によれば、調査対象地域の児童保護局が受けた虐待通告件数の約15-40倍の虐待が起こっていたと推計されている（Finkelhor, 2005）。

アメリカは銃社会や貧困の格差など、日本よりもはるかに政治・文化的に子どものリスク、特に死亡率が非常に高い国である。そのため虐待対応の制度やシステムが発達している。なぜアメリカで虐待対応が進んだのか？それは研究結果によって虐待対応の水準を上げる必要があったからである。例えば、虐待を含む幼少期の逆境体験のことをAdverse Childhood Experiences (ACEs)と言い、ACEsに関する研究がアメリカ疾病管理予防センター（Centers for Disease Control and Prevention, National Center for Injury Prevention and Control, Division of Violence Prevention）によって進められてきた。その結果、これまでにACEsがある子ども達は、その後のメンタルヘルスや人間関係などにも影響が出やすいことが明らかになってきた（注2）。

そのような子ども達に対し、早期に介入・支援を開始すればするほど、子どもと家庭の生物-心理-社会的要因に対する予後が良く、さらに経済的にも早期の介入・支援に1ドル掛ければ、平均して7ドル分の効果があると言われている（Galinsky, 2006; Masse & Barnett,

2002)。そのようなエビデンスを積むことでアメリカをはじめ、諸外国では国家として子どもの安全政策を推進し、合理的なシステム化を図ってきたのである。

本論では、このようなアメリカの制度設計を鑑みながら、日本における子ども虐待問題の制度やシステムをどのように変えていく必要があるのかについて検討する。第1節では、日本の虐待対応はどのような状況なのか、現場の実状をまとめる。第2節アメリカの制度と比較して日本の虐待対応がなぜ逼迫した状況なのかについて言及する。最後に第3節ではそれらを解決するために、諸外国の虐待対応の制度やシステム化、また現在進められているプロジェクトから日本ではどのような選択肢があるのかについて考察する。

5. 片岡剛士「経済ニュースの基礎知識 TOP5」

片岡剛士さんが注目の経済ニュースを紹介する人気連載。日本の児童相談所の業務は、一連の虐待対応に加え、非行、里親とのやりとり、障害ケース等も同時に対応しており、そのオーバーワークぶりは深刻な問題となっています。子どもの安全を迅速に守るため、どのようなイノベーションが求められるのか？ 多機関の連携・分担による効率化や AI の活用など、アメリカの事例を交え解説していただきます。

日々大量に配信される経済ニュースから厳選して毎月 5 つのニュースを取り上げ、そのニュースをどう見ればいいかを紹介するコーナーです。

10月となりました。今年も今月を入れるとあと3か月。今回は、2016年基準地価、イギリス EU 離脱と日本企業、配偶者控除見直し議論、民間給与 3年連続増加、日銀が新たに採用した金融政策の枠組みについてみてきたいと思います。

◇第5位 2016年基準地価 (2016年9月20日)

今月の第5位のニュースは、国土交通省が発表した2016年の基準地価についてです。基準地価は、各都道府県が不動産鑑定士の評価を参考にして毎年7月1日時点の地価を調査しているものです。これは国土交通省が毎年3月に公表する公示地価(1月1日時点)とともに土地取引の目安となるものです。

結果をみていくと、全国の全用途は前年と比較して0.6%の下落、住宅地は同0.8%の下落となり、これで25年連続のマイナスとなりましたが、それぞれ2015年の下落率(全用途0.9%下落、住宅地1.0%下落)を下回り、7年連続で下落幅は縮小しています。そして商業地に関してみますと、前年と比較して0.005%のプラスとなり、9年ぶりに上昇に転じました。

住宅地、商業地に分けて地域別にみていきます。住宅地については、東京圏、大阪圏、名古屋圏の上昇率は前年と比較してほぼ同じ動きですが、札幌、仙台、広島、福岡といった地方中核4市の住宅地価が2.5%と前年(1.7%)よりも伸びを強めています。商業地については、東京圏、大阪圏、名古屋圏、そして地方中核4市ともに伸びが強まっています。日銀のマイナス金利政策や観光需要増加といった動きが商業地を中心に地価上昇につながり、かつそれは地方圏へと浸透してきていることが見て取れます。

地下の下落が始まったのは25年前の1991年です。つまり高騰を続けた地価がバブル崩壊によって下落に転じてから、全用途の地価はずっと下がり続けているということを意味します。こうした地価の下落の動きが反転すれば、経済の回復もより本格化していくことでしょう。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も

